

首都直下地震緊急対策推進基本計画

平成 2 6 年 3 月 2 8 日
閣議決定

【 目 次 】

はじめに	1
1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項 .	2
(1) 首都直下地震対策の対象とする地震	2
(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義	2
① 首都中枢機能の障害による影響	2
② 巨大過密都市を襲う膨大な被害	3
2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に 実施すべき施策に関する基本的な方針	6
(1) 首都中枢機能の確保	6
① 首都中枢機関の業務継続体制の構築	6
② 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持	6
(2) 膨大な人的・物的被害への対応	7
① あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策	7
② 深刻な道路交通麻痺対策等	7
③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等	8
(3) 地方公共団体への支援等	8
(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進	9
(5) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応	9
3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する 事項	10
(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項	10
① 首都中枢機能及び首都中枢機関	10

② 首都中枢機関の機能目標.....	10
③ 首都中枢機関が講ずべき施策.....	11
ア 政府全体としての業務継続体制の構築.....	11
イ 金融決済機能の継続性の確保や企業の事業継続のための取組 ..	12
(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における 当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項.....	12
① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等	12
② 経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項	13
(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事 項	13
① ライフライン及びインフラの機能目標	13
② ①に掲げるライフライン及びインフラの機能目標を果たすための対 策.....	14
(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施 策に関する基本的な事項	15
① 交通インフラの機能目標.....	15
② ①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策.....	15
(5) その他	17
4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する 基本的な事項.....	18
(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について.....	18
(2) 基盤整備等計画の認定について.....	18
5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項.....	19
(1) 地方緊急対策実施計画の目的.....	19
(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項.....	19

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策....	20
(4) その他	23
6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項.....	24
(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準.....	24
7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置.....	25
(1) 首都中枢機能の継続性の確保.....	25
(2) 膨大な人的・物的被害への対応.....	25
① 計画的かつ早急な予防対策の推進	25
② 津波対策	30
③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	30
④ 各個人の防災対策の啓発活動	37
⑤ 企業活動等の回復・維持	38
(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等 ..	38
(4) 長周期地震動対策（中長期的対応）	39
8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項.....	40
(1) 計画の効果的な推進	40
(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係.....	40

はじめに

首都地域は、政治中枢や行政中枢、あるいは経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政中枢機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。また、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、その軽減策の推進は、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。

このため、政府においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱に基づき、諸施策を講じてきたところである。しかしながら、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 12 月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめた。

このような中で、平成 25 年 11 月に首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）が制定され、同年 12 月に施行された。

本計画は、法第 4 条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」（以下「緊急対策推進基本計画」という。）として、上記の検討を踏まえ、首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定めることにより、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的とするものである。

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(1) 首都直下地震対策の対象とする地震

南関東地域では、二百年から四百年の間隔で、相模トラフ沿いのプレート境界を震源断層域とするマグニチュード（以下「M」という。）8クラスの大規模な地震が発生してきた。また、過去四百年ほどの記録では、この大規模な地震の前に浅い地盤やプレート内などを震源断層域とするM7クラスの地震が複数回発生している。前者のタイプの地震で最も新しいものが大正関東地震であり、したがって、このようなM8クラスの地震に関しては、当面発生する可能性は低いと考えられる。一方、後者のタイプのM7クラスの地震は、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかわからないが、切迫性は高く、発生した場合には甚大な被害をもたらすことが想定される。

このため、本計画においては、首都直下地震の当面の脅威に対する地震対策を講ずる対象を、切迫性の高いM7クラスの地震とする。また、M8クラスの大正関東地震タイプの地震に関しては、当面発生する可能性は低い、M7クラスの地震対策がM8クラスの地震対応にもつながるものであり、これを着実に進めることで対策を講じるとともに、中長期的な対応が必要な地震として位置付けるものとする。

また、津波対策の対象としては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に震源断層域が位置し、同地震に誘発される可能性があると考えられる延宝房総沖地震タイプの地震と、当面発生する可能性は低い、百年先頃に発生する可能性が高くなっていると考えられる大正関東地震タイプの地震による津波を対象とする。

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

首都直下地震により想定される被害の特徴は、「首都中枢機能の障害による影響」と「巨大過密都市を襲う膨大な被害」の二点であり、これらの被害を軽減するため、緊急対策区域（法第3条に規定する緊急に首都直下地震対策を推進すべき区域をいう。以下同じ。）において緊急対策（首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策をいう。以下同じ。）の円滑かつ迅速な推進を図り、首都直下地震発生時に少しでも被害を軽減させることが必要である。

① 首都中枢機能の障害による影響

首都地域には、我が国の政治、行政及び経済の中枢を担う機関が高度に集積しており、首都直下地震の発生により、これらの中枢機能に障害が発生し

た場合、災害応急対策に大きな支障を来すおそれがある。加えて、我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及することが想定される。

政府機関等の業務継続に支障が生じた場合には、情報の収集・分析が円滑に行われず、災害対策を講じるに当たっての政治的措置の遅延が生じたり、政府の緊急災害対策本部等からの指示や調整等が円滑に実施されないなど、消火活動や救命・救助活動が遅れ、多くの人命が危険にさらされたり、膨大な数の被災者への対応や首都居住者の生活、企業活動等に大きな支障が生じるおそれがある。また、我が国の経済社会の状況や被害等について国内外に正確な事実を知らせることができなければ、得てして、被害の状況が過剰に捉えられるなど、国内外に社会的混乱を招くおそれもある。

経済面では、首都地域には重要な金融決済機能や大企業の本社等の拠点が集中しており、首都直下地震の発生により、資金決済機能や株式・債券の決済機能等の支障に加え、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障を来すおそれがある。加えて、首都地域は我が国の生産、サービス及び消費の中心地であり、企業本社機能等のほか、生産規模の小さな中小企業や、オンリーワン企業も数多く、オフィスや店舗等の耐震化も十分でないことから、首都地域のみならず全国の経済活動の停滞を招くおそれがある。さらに、湾岸地域等を中心に集積しているプラントや工場等が被災し、サプライチェーンが寸断されることにより、国内外の企業等の生産活動等に甚大な影響を及ぼすことになるものであり、まさに、我が国全体の経済の行方を左右すると言っても過言ではない。

以上のように、首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「膨大な人的・物的被害の発生」をさらに拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。

これらの被害の特徴を踏まえれば、首都中枢機能の継続性を確保するための体制の構築が必要不可欠であり、このために講ずべき緊急対策は、以下のとおりである。

- 首都中枢機関の業務継続体制の構築
- 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

② 巨大過密都市を襲う膨大な被害

首都地域は、人口や建築物が密集しており、首都直下地震が発生した場合、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想される。

震度6強以上の強い揺れの地域では、特に都心部を囲むように分布している木造住宅密集市街地等において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造家屋等が多数倒壊するほか、急傾斜地の崩壊等の発生や、余震等による土砂災害の拡大による家屋等の損壊で、家屋の下敷きによる死傷等、多数の人的被害が発生することが想定される。

地震発生直後から、火災が連続的、同時に多発し、深刻な道路交通渋滞による消火活動、救命・救助活動の難航等により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に大規模な延焼火災に至り、家屋被害と人的被害が拡大することが想定される。

膨大な数の負傷者の発生に対しては、道路交通の麻痺と相まって、医師、看護師、医薬品等が不足し、十分な医療ができない可能性がある。また、家屋が被災したり、停電や断水等ライフラインが途絶した住宅の人々、生活物資が不足した人々等が大量に避難所へ避難することが想定されるとともに、膨大な数の帰宅困難者が発生することが想定される。

このほか、被災地域内の道路の被災と深刻な交通渋滞で被災地域への物資搬入が滞ることによる深刻な物資不足、火力発電所の停止による電力供給量の減少による電力供給の不安定化、発災直後の携帯電話・固定電話の音声通話の大幅規制、メールの遅配等による情報収集や伝達機能の大幅な低下などが想定される。

以上のように、膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであるが、例えば、一定の条件下において、建物の耐震化率を100%にした場合、全壊棟数と死者数が約9割減少し、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上等により焼失棟数と死者数が9割以上減少すると試算されているほか、経済被害についても、建物の耐震化率を100%とし、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上を図った場合に約5割減少すると試算されており、予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策を講ずることにより、その被害は大きく減少させることができる。

これらの被害の特徴を踏まえれば、被害を未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策の備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ることが必要不可欠であり、このために講ずべき緊急対策は、

- あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- 深刻な道路交通麻痺対策等
- 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

に重点を置き、被害の絶対量を軽減する計画的かつ早急な事前防災対策と、

一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えを行うものとする。

このほか、「自助」「共助」「公助」による社会全体での首都直下地震対策の推進及び2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応を行う。

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

首都直下地震対策については、「1（2）緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義」で示したとおり、首都中枢機能の確保と膨大な人的・物的被害への対応を二つの柱とし、以下の施策を緊急対策として展開していく必要がある。

（1）首都中枢機能の確保

首都中枢機能の継続性の確保のためには、政治、行政又は経済の各中枢機能を担う機関において、首都直下地震発生時においてもその機能を途絶させることがないように、業務継続体制を構築するとともに、これを支えるライフラインやインフラの機能を継続させるための体制構築が必要である。

① 首都中枢機関の業務継続体制の構築

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する必要がある。また、経済中枢機能の担い手である中央銀行や金融機関、首都地域に集積する企業等においては、金融決済機能や企業本社機能等を維持することが必要である。このため、政府は、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」及び法第5条に基づく行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（以下「実施計画」という。）の定めるところにより、政府全体としての業務継続体制の構築、政府の業務継続のための執行体制の整備及び執務環境の確保を図るとともに、企業等においては、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための施策を進める。企業等の事業継続性を確保することは、首都地域のみならず全国の経済活動の停滞を回避するために極めて重要である。企業等は、サプライチェーンの寸断は国内外の企業の生産活動等に甚大な影響を及ぼすこと、通勤困難が発生することを視野に入れ、事業継続計画（BCP）の作成と見直しを継続的に実施する必要がある。

さらに、最悪の事態を想定し、首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合の一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討しておくこととする。

② 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

電気・上下水道・ガスといったライフライン、情報通信インフラや交通インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフラインやインフラについて、耐震化、多重化等を図るとともに、

災害発生時には、首都中枢機関への供給に関わる部分を優先的に復旧させるよう、ライフラインやインフラの機能の維持に係る施策を進める。

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

首都直下地震が発生した場合の膨大な人的・物的被害や経済被害を減少させるため、計画的かつ早急な予防対策を推進するとともに、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策を講じるための備えを図るものとする。

① あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策

膨大な人的・物的被害に対応するためには、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組み、“地震に強いまちづくり”を進めることが重要である。

特に、建築物の被害は、首都直下地震発生時の死者発生のも因であり、さらに火災の延焼、避難者の発生、救命・救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。

また、首都地域は、木造住宅密集市街地が広域的に連担していることから、極めて大規模な延焼被害や同時多発の市街地火災が発生することが想定される。このため、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を引き続き推進しつつ、被害を最小限に抑えるため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及などの出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、常備消防の充実などの消火活動体制の強化を推進する。

さらに、ライフライン及びインフラについて耐震化・多重化等を進めるとともに、人命に関わる重要施設に係るものについて優先的に復旧できるよう、復旧体制を強化するなど、計画的かつ早急な予防対策を推進する。

② 深刻な道路交通麻痺対策等

首都直下地震発生時には、瓦礫の散乱、電柱の倒壊等に加え、放置車両の発生等が相まって深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じることが想定される。また、木造住宅密集市街地等における大規模な延焼火災、多数の負傷者や自力脱出困難者等の発生も想定される。これらに対応していくためには、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施

するための体制を構築することが必要である。

特に、深刻な道路交通麻痺は、消火活動、救命・救助活動、医薬品や食料・水、燃料等の物流、ライフラインの復旧などあらゆる震災対策を行う上で最大の障害となるものであり、道路交通の確保に向けて早急な対策を講ずるものとする。

また、一人でも多くの命を救うためには、首都直下地震特有の被害を想定しながら、応急対策のための行動を綿密にシミュレートし、できる限り具体化しておくことが必要であり、この検討を踏まえた災害応急対策のための備えを行うものとする。

③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等

首都地域は、極めて高度に人口が集積しており、首都直下地震により、延焼拡大する火災から避難する人や、家屋が倒壊したり、停電や断水等ライフラインが途絶した人が避難所に大量に移動することが見込まれ、避難所の不足、混乱等が生じることが想定される。

このため、避難所の確保や食料・飲料水等の備蓄、衛生環境の確保、避難所の運営マニュアル等の明確化などを図る必要がある。特に、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先することが必要である。

また、首都地域への通勤者や来訪者も膨大な数に上るため、災害時に膨大な数の帰宅困難者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

さらに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制を整備しておくことにより、膨大な被災者の応急住宅需要に対応する。

(3) 地方公共団体への支援等

首都直下地震の発生による首都中枢機能の障害や、膨大な人的・物的被害に対応するためには、国と地方公共団体が緊密に連携して被害の軽減に取り組むとともに、発災時には、広域かつ甚大な被害に対応するため、国や地方公共団体間の連携による広域的かつ一体的な応急対応が円滑に行われる体制を構築する必要がある。

また、認定基盤整備等計画や地方緊急対策実施計画等の法に基づく計画に位置付けられた事業等、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む首都直

下地震対策について、法第 36 条等の趣旨も踏まえ、国が支援することが必要であり、首都直下地震に関する調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国・都県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界がある。「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた防災対策の重要性については、国民の意識も高まっているところであり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。特に、首都地域における膨大な人・物の集積は、一つ一つの被災が災害対応需要となり、その膨大な集積が首都直下地震への対応を困難なものにすることから、適切な避難行動、自動車の利用の自粛、必要な水・食料等の備蓄といった各個人が実施すべき防災対策を啓発することが必要である。また、各企業等においても、社会に与える影響の大きさを勘案し、事業継続のための備えを行うとともに、多くの企業従事者等が帰宅困難者という意識を持つのではなく、救助活動や被災者支援等、地域の防災の担い手として活動すること、また、他の帰宅困難者の一時滞在施設を提供することなど、地域の一員としての地域社会への貢献が望まれるものであり、国等はそのための環境整備を行うことが必要である。

このように、社会全体で「自助」「共助」「公助」により首都直下地震の被害の軽減に向けた備えを実践することを推進する。

(5) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、日本国民及び世界各国からの来訪者が安心して同大会に参加・観戦できるよう、首都地域の防災対策に万全を期することが必要である。このため、同大会で使用する施設の耐震化や、外国人観光客の避難誘導の取組等を強化する。

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

① 首都中枢機能及び首都中枢機関

首都中枢機能は、首都地域における政治、行政、経済等の中枢機能をいい、これらの機能の枢要部分を担う機関を「首都中枢機関」とし、以下のとおりとする。

ア 政治中枢：国会

イ 行政中枢：内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）、東京都庁並びに駐日外国公館等

ウ 経済中枢：金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等、首都地域に集中する企業の本社等

首都中枢機能の維持のためには、首都中枢機関及びこれらを支えるためのライフラインやインフラなどの機能の維持のための対策を講じる必要がある。

② 首都中枢機関の機能目標

首都中枢機能は、特に発災直後においても、途絶することなく継続性が確保されることが求められる。各々の首都中枢機能が果たすべき役割に着目し、発災直後においても最低限果たすべき機能目標を以下のように設定する。

ア 政治中枢機能

発災直後から、国会と各機関との連絡手段を確保し、必要な政治的措置が執れる環境を整備する。

イ 行政中枢機能

中央省庁は、被災地域における被災者の保護を行い、被災地域の混乱の回避を図るとともに、国民経済上の混乱を回避するために必要な措置を講じるほか、公共サービスの確保・提供を行う。さらに、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断なく実施できる環境を整備する。

東京都庁は、首都中枢機能の存する地域の行政機関として、ライフラインやインフラの復旧など首都中枢機関の機能の維持を図るとともに、被災地域における被災者の保護、被災地域の混乱の回避、公共サービスの確保・提供等を行う。

各国の駐日外国公館等は、首都地域に居住する自国民への対応や海外か

らの支援窓口等の役割を担っている。我が国においては、国境を越えた経済社会活動が拡大する中で在日・訪日外国人が増加しており、災害時でも外国人が安全を確保できるようにするための防災情報の伝達や避難誘導等の施策を講ずることはもとより、駐日外国公館等に適切な情報提供を行うなどにより、安否確認等に協力するとともに、できるだけ早期に、本国との連絡が可能となる環境を整備する。

ウ 経済中枢機能

中央銀行及び主要な金融機関等は、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備する。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

また、企業の本社等は、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障を来さないような体制を整備するとともに、我が国の経済活動の停滞を最小限に留めるように努めるものとする。

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 政府全体としての業務継続体制の構築

首都直下地震発生時には、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は実施計画において定めるものとする。

(ア)内閣機能

(イ)被災地域への対応

(ウ)金融・経済の安定

(エ)国民の生活基盤の維持

(オ)防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ)外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の6つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するものとする。また、東京都においても、業務継続

計画を作成するものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

イ 金融決済機能の継続性の確保や企業の事業継続のための取組

経済中枢機能の担い手である企業等においては、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための取組に努める必要がある。中央銀行や主要な金融機関等においては、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組の継続を目指すものとする。また、金融中枢機能を構成する市場等の間の連携強化を図るとともに、ライフライン事業者、インフラ事業者等の協力を得ながら、実践的な発災対応訓練等の継続的な実施を目指すものとする。

首都地域に集中する企業の本社等においては、自社製品の供給が途絶した場合における社会的影響の大きさ等を勘案しながら、事業継続計画（BCP）の作成及び事業継続マネジメント（BCM）を進めるとともに、非常用発電設備及び必要な燃料の確保、通信手段の確保、データのバックアップ等の必要な対策を講じることにより、首都直下地震発生時においても本社機能や提供する商品、サービスの供給等が維持されることを目指すものとする。

（２）首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

首都直下地震が発生した場合、首都中枢機能が障害を受けるおそれがあり、こうした中で政府が業務を継続できるよう、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという最悪の事態を想定し、政府の代替拠点についてあらかじめ検討する必要がある、その詳細は実施計画において定めるものとする。

各府省等においても、実施計画に基づき、庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保するものとし、これに係る必要事項を当該各府省等の業務継続計画に定めるものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所においても、万一の事態に備え、東京で国会の機能や司法機能が果たせない場合における対応を検討する必要がある。

あり、政府は、その検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

② 経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項

企業等は、本社又は自社の中枢機能を担っている拠点について、これらの施設が被災により使用不能となる場合を想定して、代替拠点を確保することが必要であり、同時に被災しない拠点を代替拠点として確保することに努めるとともに、これに係る必要事項を企業等の事業継続計画（BCP）に定めるよう努めるものとする。

（３）ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

電力、上水道等のライフラインや、情報通信インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフラインやインフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① ライフライン及びインフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支えるライフライン及びインフラについて、発災後３日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。

ア 国会の設備（情報通信施設等）

イ 中央省庁の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム等）

ウ 金融決済業務設備（情報通信施設、日銀ネット、全銀システム、証券決済システム等）

また、仮に停電した場合でも、上記の首都中枢機関の重要設備の電力を１日以内に供給できるようにする。

○ 上水道

上水は、各種機器の冷却水等の役割を担う。このため、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

○ 下水道・ガス

下水道・ガスは、復旧に１か月以上を要する可能性もあるが、できるだ

け早期の復旧を目指すものとする。

○ 放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から1時間以内に被害速報を放送し、1日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

○ 無線

中央防災無線は、首都中枢機能の継続性確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

○ 電話・衛星通信

中央防災無線の他にも、衛星通信など多様な通信手段を確保する必要がある。特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

○ インターネット

インターネットは、被害の状況や災害対策の活動状況等を情報提供する役割を担う。このため、首都中枢機関から重要情報を継続的に発信できるようにする。

② ①に掲げるライフライン及びインフラの機能目標を果たすための対策

○ ライフライン

電力及び上水道のライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの多重化と施設の耐震化や液状化対策等を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。また、災害発生時に首都中枢機関への供給に関わるライフライン施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

下水道やガスについても、首都中枢機関における災害応急対応等に重要な役割を果たすものであり、引き続き、耐震化や液状化対策等を推進する。発災時には、他のライフラインの復旧作業との関係等により、復旧に1か月以上を要する場合も想定されるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

○ 情報通信インフラ

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、サーバ等の耐震化、多重化を図る。また、停電に備えた非常用電源設備を整備するとともに、これに必要な燃料の備蓄を行う。災害発生時には、首都中枢機関の利用する情報通信インフラ施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要な人員・物資の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。これらの交通インフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① 交通インフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支える交通インフラについて、発災後3日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、1日以内に緊急自動車等の通行機能を確保できるようにする。

○ 航空

航空は、国内外からの閣僚等の参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、または被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、1時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

○ 港湾

港湾は、緊急物資の海上輸送基盤としての役割を担う。このため、緊急物資輸送に対応した岸壁等については1日以内に利用できるようにする。

○ 鉄道

鉄道は、政府の災害対策要員や企業本社等の従業員などの輸送基盤としての役割を担う。このため、鉄道は、地下鉄の運転再開に1週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

② ①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策

道路管理者、空港管理者、港湾管理者、鉄道事業者等は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化・老朽化対策や、各インフラ管理者が連携した総合啓開等の取組を推進するものとする。また、その機能目標を

果たすため、以下の対策を実施する。

○ 道路

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。道路啓開については、道路管理者は、緊急交通路、緊急輸送道路等につき、発災後速やかに一体的かつ状況にあわせた最適な道路啓開を実施するため、各機関が結んでいる建設会社等との災害協定の運用に当たって、優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う枠組等を構築するよう努める。

発災時には、都県警察は、緊急交通路を指定して交通規制を行うとともに、道路管理者等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開、復旧作業を行う。

○ 航空

空港管理者は、滑走路等の耐震化、液状化対策を進める。また、国及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化、多重化を図る。地方公共団体においては、臨時ヘリポートを開設する候補地を検討する。

発災時には、国、空港管理者、地方公共団体は、速やかな飛行場の応急復旧、臨時ヘリポートの開設を行う。また、航空運送事業者は、要人、災害対策要員の優先的輸送を行う。

○ 港湾

国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る。特に、東京湾内の港湾機能や航路の維持については、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）の活用や緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備、東京湾における一元的な海上交通管制の構築を進めるとともに、東京湾内の航路啓開実施体制のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保や代替港湾の利用のための体制の構築等について関係者と検討、調整しておくものとする。

発災時には、国及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性確保のため、護岸等の倒壊等により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開、復旧作業を行う。

○ 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設の復旧に当たり、各路線の被災状況や復旧の見込み、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ

効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組について検討しておくものとする。

発災時には、鉄道は、地下鉄の運転再開には1週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

(5) その他

首都中枢機能の維持のためには、東京都を始め関係機関が有機的に連携・協力することで、首都直下地震発生時においても業務の継続体制を確保することが必要である。このため、中央省庁は実施計画等に基づき、また、東京都は、実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、首都中枢機関以外の国の機関においても、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、業務継続計画の実効性を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を踏まえた計画の見直しを行うものとする。加えて、国は、地方公共団体等の防災関係機関についても、同様に業務継続体制の確保を図るよう、助言や情報提供等を行うものとする。

4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、政治、行政、経済等の首都中枢機能を担う各機関の集積状況、昼夜間人口等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定することとする。

(2) 基盤整備等計画の認定について

基盤整備等計画の法第8条第10項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

基盤整備等計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該基盤整備等計画の実施が首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること（第二号基準）

当該基盤整備が首都中枢機能の維持に寄与するものであること又は当該施設整備等が滞在者等の安全の確保に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

基盤整備事業等について、

ア 事業等の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会等において、事業等の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業等の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

首都直下地震対策については、政治・行政・経済等の首都中枢機能や、人口や建築物等が極めて高度に集積している首都地域の特性に鑑み、特に、都市機能が集積した地域において、耐震化と火災対策、道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策が重要である。また、M7クラスの地震は、どこで発生するかわからないため、これ以外の地域においても、建築物の耐震化等の予防対策、災害応急体制の整備・訓練等を着実に実施することが必要である。さらに、M8クラスの大正関東地震タイプの地震へは中長期的に対応すべきものであるが、建築物等の耐震化等のM7クラスの地震対策は、M8クラスの地震対応につながるものであり、M7クラスの地震対策を着実に進めるものとする。

津波対策については、延宝房総沖地震タイプの地震が発生した場合、千葉県、茨城県の太平洋側等で、大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県、千葉県等での津波の発生が想定されており、津波の浸水が想定される地域においては、津波対策を着実に実施することが必要である。

(1) 地方緊急対策実施計画の目的

地方緊急対策実施計画は、関係都県知事が、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって様々な首都直下地震対策を計画的に推進することを目的としたものである。

(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項

地方緊急対策実施計画には、以下の事項を記載する。

① 地方緊急対策実施計画の区域

計画の対象とする区域を具体的に記載するものとする。

② 地方緊急対策実施計画の目標

計画に位置付けた事業等の実施により達成すべき目標について、可能な範囲で定量的な目標を含め、具体的に設定するものとする。

③ 地方緊急対策実施計画の期間

計画に位置付けた事業等の実施に要すると見込まれる期間を計画の期間とする。計画期間については、同計画が首都直下地震に備え、緊急に講ずべき対策を定めるものであることに鑑み、あまり長期間とならないよう、概ね5か年以内の計画期間となるようにする。事業が完了するまでに長期間必要になるなどにより、5か年以上の計画期間を設定する際にも、計画

作成から5か年の間に行うべき事業等を明らかにするなど、早期に実施すべき対策が明確になるよう留意する。

④ 首都直下地震対策のうち必要なもの

(3) において示す首都直下地震対策のうち、当該地域において必要なものを位置付ける。

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

地方緊急対策実施計画に位置付けて、実施すべき主な対策は以下のとおりである。なお、同計画には、計画の作成主体である関係都県が実施する対策のほか、市町村や事業者など、関係都県以外の者が実施する対策についても、当該関係者と調整、同意を得た上で位置付けることが可能であり、対策を実施する際の役割分担を明確にして、計画に位置付けるよう努めるものとする。

また、地方緊急対策実施計画は、地域の判断と創意工夫によって作成されるものであることから、以下に掲げる対策のうち、当該地域にとって緊急に推進することが必要な対策を選択して位置付けることで差支えない。

① 地震防災上緊急に実施する必要があるもの

ア 高層建築物、地下街、駅等不特定多数の者が利用する施設・エレベーター等の設備の安全の確保

高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設において、施設・設備の耐震化、火災防止対策、落下物防止対策及びエレベーター等の設備の安全対策の推進などを記載する。

イ 工場、事業場等の集積地や石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所等の改築・補強

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備などを記載する。

ウ その他緊急に整備すべき施設等

道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの耐震化やネットワークの構築、河川・海岸堤防の耐震化など、緊急に対応が必要な施設等の整備を記載する。

② 建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

ア 建築物の耐震化

住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えの促進、緊急対応が必要な密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、様々な応

急対策活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化と数値目標の設定等を記載する。

イ 建築物の不燃化、延焼の防止等の火災の発生の防止及び被害の軽減
建築物の不燃化の促進や、地域における初期消火の成功率の向上、消火活動体制の充実等の延焼の防止対策を記載する。

ウ 延焼の防止、避難路の確保等街区の整備
緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、避難路の整備、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消、無電柱化の取組など、延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりの推進について記載する。

エ 住居内の安全の確保
屋内に設置された家具等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保について記載する。

オ 土砂災害、地盤の液状化
土砂災害危険箇所等の把握や発災時の緊急点検・調査及び応急対策の実施体制の整備、急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策、人家周辺等の治山対策、ライフライン施設及びインフラ施設並びに臨海部等の軟弱地盤地域の液状化対策など、土砂災害、地盤の液状化対策等を記載する。

③ 災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの

ア 被災者の救難及び救助の実施
救命・救助活動のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実などを記載する。また、緊急交通路、緊急輸送道路等の優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業等について記載する。

イ 医療の提供
災害医療情報の共有化、地域における医療活動体制の構築、医薬品等必要物資の備蓄など、災害時に大量の発生が予測される重傷者等への医療の提供について記載する。

ウ 滞在者等に対する支援
帰宅困難者等を支援する飲料水、トイレ、情報等を提供する設備の確保や、一時滞在施設の確保、外国人観光客を始めとする来訪者への的確な情報提供、膨大な避難者等への対応、避難所の設置・運営など、滞在者・避難者等に対する支援について記載する。

エ 電気、ガス、水道等の供給体制の確保
電気、ガス及び上下水道のライフライン設備の多重化、施設の耐震化、液状化対策の推進などライフラインの供給体制の確保につい

て記載する。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設や首都中枢機関への供給確保方策を記載する。

オ 災害応急対策・復旧に必要な物資の流通の確保

早期の道路啓開のほか、災害発生時の代替輸送ルート of 確保等による緊急輸送機能の維持、避難所、医療施設、ライフライン等の重要施設の非常用電源のための優先的な燃料の確保などを記載する。

カ 通信手段の確保

情報インフラの重点的な耐震化や、携帯電話の基地局における非常用電源の確保（燃料の確保を含む。）などを記載する。

キ ボランティアの活動環境の整備

災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するなど活動環境の整備について記載する。

ク 海外からの支援の円滑な受入れ

外国からの救援部隊を始め、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）の円滑な受入れについて、国、地方公共団体が連携した体制の整備等を記載する。

ケ 応急仮設住宅の建設用地の確保等

応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れ、利用可能な用地をリスト化することや、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供体制等応急住宅需要への対応について記載する。

コ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保等

災害廃棄物の適切な処理のため、仮置場として利用可能な空地のリスト化、最終処分場の確保、災害廃棄物の広域的な連携を含めた事前計画の策定などについて記載する。

④ 住民等の協働による防災対策の推進

行政が、住民等が、揺れから身を守ることや、適切な避難行動をとるために求められる各人の行動について必要な啓発活動等を行うなど、住民等の協働について記載する。

また、法第 23 条に定める住民防災組織制度は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害の軽減に効果的な活動を行っている組織を、関係都県知事が認定するものであり、必要に応じ、住民防災組織制度の活用についても記載する。

⑤ 防災訓練の実施

首都直下地震の特殊性を十分考慮した、各機関の事業継続の確保に係る

訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練などを記載する。

⑥ 地震防災に関する技術の研究開発

耐震・免震・制震技術や、安全な火気器具等について、地震防災に関する新たな技術の研究開発の促進などを記載する。

⑦ 津波対策

津波対策については、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高い延宝房総沖地震タイプの地震により津波の浸水が想定される千葉県、茨城県の太平洋側等においては、海岸堤防等の整備や津波避難からの避難体制の充実などを記載する。また、大正関東地震タイプの地震は当面発生する可能性が低いものの、この地震により津波の発生が想定される神奈川県、千葉県等においては、避難訓練の実施等のソフト対策を記載する。併せて、中長期的視野に立ち、海岸堤防等の整備、津波避難ビル等の整備、避難路の確保等についても必要なものを記載する。

⑧ その他

①～⑦に掲げる対策と一体となって推進するものや、犯罪の予防等の社会秩序の維持に関するもの、災害時の情報収集・伝達に関するものなど、①～⑦以外で地域の特性に即して、当該地域で必要と認められるものを記載する。また、国や近隣の地方公共団体との広域防災体制の確保についても記載する。

(4) その他

地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられる。地方緊急対策実施計画の作成に当たっては、当該計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。

6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準

特定緊急対策事業推進計画の法第 24 条第 8 項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

特定緊急対策事業推進計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであること（第二号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業が、首都直下地震防災対策に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業について、

ア 事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 地震防災対策推進協議会等において、事業の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業のスケジュールが明確であること
をもって判断する。

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、以下に掲げる事項について、地方公共団体、公共機関、事業者等様々な主体と連携した対策を実施するとともに、これら主体による地震防災対策を促進することで、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策を推進するものとする。

(1) 首都中枢機能の継続性の確保

国は、首都中枢機能の継続性の確保を図るため、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」に記載したところにより、地震防災対策を推進する。

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

ア 建築物、施設の耐震化の推進、家具等の固定

国〔警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕、都県、市町村等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物、オフィス、店舗、ホテル、旅館等不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に重点的に取り組む。

耐震化を促進する環境整備のため、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、補助制度や税制等の支援策の活用促進により、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えを促進するとともに、耐震化に向けた定量的な目標の設定、耐震診断の義務化や所管行政庁による耐震診断結果の公表等を実施する。

また、庁舎、災害応急対策活動の拠点施設、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対応活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化及び耐震化に向けた定量的な目標の設定、天井脱落防止対策等の取組を継続する。

さらに、家具や家電製品、事務機器等の固定、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルの窓ガラスの落下に伴う被災防止等、建築物内外における安全確保を推進する。

イ 出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等

国〔内閣府、消防庁、経済産業省〕、都県、市町村及び関係事業者は、電気等に起因する火災の発生を抑制するため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及や、市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、

大規模な地震発生時に出火の原因となる可能性のある電力供給やガス供給を速やかに停止する措置を含めた出火防止対策を推進する。電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、内閣府、消防庁、経済産業省等の関係省庁において、地方公共団体等と連携しつつ、重点的に普及を推進すべき地域の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、住民が自宅から避難する際、ブレーカーを落として避難するよう啓発する。また、国〔消防庁〕、都県及び市町村は、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

地域においては、初期消火の成功率の向上が極めて重要であり、国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村等は、常備消防及び地域防災力の中核となる消防団の充実、自身の安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織の活動体制の充実等による地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保等を推進するとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅など活動空間の確保を進める。

また、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、延焼被害の抑制のため、緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、安全に避難するための避難路の整備等を進めるとともに、住民等に対して、緊急避難場所の位置や避難経路の周知を行う。加えて、建物の不燃化や危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を継続するなど、避難の安全性の確保と延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりを推進する。加えて、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する。

さらに、同時多発市街地火災に至った場合を想定し、効果的かつ効率的な消火活動や、避難行動要支援者を含め住民等の円滑な避難誘導を行うため、地方公共団体による要員の育成や資機材の配備、消防団、自主防災組織等による適切な避難誘導體制の強化、消防水利の整備等を促進する。この際、自主防災組織による初期消火が困難となることを踏まえ、避難のための一定の行動指針を設けるなどの備えを促進する。

ウ ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復

電気、水道、ガスを始めとするライフラインは、災害時の救命・救助活動、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上で重要である

ことから、国〔厚生労働省、経済産業省〕、都県、市町村及びライフライン事業者は、これらの機能が寸断することがないように耐震化や液状化対策、多重化、分散化等に取り組む。

通信等の情報インフラについては、国〔内閣府、総務省〕、都県、市町村及び電気通信事業者は、耐震化、多重化、衛星の活用等を進めるとともに、携帯電話の基地局における非常用電源及び燃料の確保等、停電が長時間に及んだ場合にあっては、通信手段を途絶させないための取組を推進する。

下水道施設については、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、耐震化、液状化対策等を推進する。

これらのライフラインやインフラについては、災害発生時に、特に人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化、多重化等の対応を進めるとともに、優先的に早期に復旧させることができるよう、人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

エ 燃料の供給対策

医療施設や避難所となる学校、ライフライン等の重要施設に迅速に燃料を供給するため、国〔経済産業省〕は、石油事業者等による以下の取組を促進する。

- ・ 製油所の石油製品の生産・入出荷機能の早期回復のための設備の安全対策、非常用発電設備の充実等製品の安定供給機能の確保
- ・ ガソリン等の配送のための会社の枠組みを超えた連携体制の構築
- ・ 医療施設、避難所となる学校や、ライフライン等の重要施設の住所や設備情報の地方公共団体との共有、発災時の供給優先度の設定など迅速な燃料供給への備え
- ・ ガソリンスタンド・LPガス中核充填所における非常用電源等の確保

オ 交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラについて、国〔国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化、老朽化対策の推進、施設・機能の代替性の確保を始め、以下に掲げる措置を講じ、災害に強い交通ネットワークの整備を進める。

- ・ 道路管理者においては、緊急輸送道路における道路網の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。また、都県警察においては、道路交通機能の確保に重要な信号機

の滅灯対策を講じる。

- ・ 空港管理者においては、滑走路の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等航空輸送ネットワークを構築する。
- ・ 港湾管理者、河川管理者等においては、耐震強化岸壁等の整備、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築及び震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場等の整備を行う。ゼロメートル地帯等においては、首都直下地震による河川・海岸堤防等の沈下・損壊による浸水被害等の発生を防止するため、河川・海岸管理者は、堤防等の整備、耐震対策等を推進する。また、河川・海岸管理者は、都県等と連携して、堤防等の復旧計画や浸水地域の排水計画を作成する。
- ・ 鉄道事業者においては、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。なお、鉄道事業者が部分的な復旧、折り返し運転等を行う際には、バス代行輸送の広域的な応援、連絡調整体制等を確保することが必要である。
- ・ 施設管理者は、災害発生時に、特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への移動が可能となるよう、優先的に早期に復旧させるための人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

カ その他の安全確保対策

(ア) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保

国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村及び関係事業者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設の管理者による施設・設備の耐震化、落下物防止対策や、施設管理者及び自衛消防組織による火災防止対策、適切な避難誘導等を促進するとともに、エレベーターの安全対策を推進する。

(イ) 原子力事業所等の安全確保

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期するものとする。国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

国〔原子力規制委員会等〕、都県、市町村及び原子力事業者は、原子力災

害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

（ウ）石油コンビナート等集積地区における安全確保

首都地域の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国〔消防庁、経済産業省、国土交通省等〕、都県、市町村及び関係事業者は、高圧ガス設備の耐震性の確保、護岸等の耐震化、石油コンビナート災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設等災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備等を推進する。また、発災時において、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常がみられる場合は関係法令に従って速やかに対処できるよう体制を構築する。

（エ）土砂災害・液状化対策、地域危険情報の開示

国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。

また、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、密集市街地など建築物の倒壊・延焼危険性等を詳細に示した、地震防災ハザードマップの作成・公表、土地取引時の情報開示などを促進するとともに、危険地区の建築物の移転等を促進する。

（オ）治安対策

首都直下地震は被災地域が広範囲にわたることが想定されることから、発災直後の混乱期において治安が悪化することのないよう、国〔警察庁、海上保安庁〕及び都県警察は、被災地域外からの警察官の派遣等を含む所要の警備体制の充実、警察ＯＢや地域における防犯ボランティア組織との連携による警備体制の強化を進める。

（カ）文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることが重要である。このため、国〔文化庁〕、

都県、市町村、博物館、美術館等の文化施設管理者等関係機関は、所在情報のデータベース化、施設・設備の耐震化の促進等文化財保護のための対策を推進する。

② 津波対策

津波対策の対象とする地震は、延宝房総沖地震タイプの地震及び大正関東地震タイプの地震であるが、延宝房総沖地震タイプの地震に関しては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高く、津波に強い地域構造を構築するため、海岸管理者、河川管理者等は、必要に応じて、海岸堤防等の整備・強化、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の推進等を行うとともに、国〔農林水産省〕及び都県は、被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備を行う。国〔国土交通省等〕、都県、市町村等は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化等を推進する。

また、安全で確実な避難を確保するため、国は、都県による津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定、沿岸市町村による都県の津波浸水想定等を踏まえた津波ハザードマップの作成・見直し及び周知を促進する。また、沿岸市町村による、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、既存施設の活用を含めた緊急避難場所・避難路の確保等、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成、津波警報等の伝達手段の多重化・多様化を促進するなど、津波からの避難体制の充実を図る。加えて、国〔国土交通省、海上保安庁〕は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討し、確保する。

大正関東地震タイプの地震については、神奈川県、千葉県等で非常に短時間で津波が到達し、大きな被害が発生することが想定されているが、当面発生する可能性が低いことから、避難訓練の実施等のソフト対策など今から取り組むことのできる対策を講じつつ、中長期的視野に立ったまちづくりの観点から、海岸堤防等の整備、津波避難ビルなどの緊急避難場所の整備、避難路の確保等について、地域のコンセンサスを得ながら進めていくこととする。

③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 一人でも多くの命を救うための防災関係機関相互の連携による災害応急

体制の整備

首都直下地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害の発生が想定され、国の各行政機関を始めとする防災関係機関の役割分担と活動内容について、具体的に定めておくことが必要不可欠である。このため、国は、防災基本計画のほか、東京都及び首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築しておくものとする。また、国、都県、市町村等の各防災関係機関は、防災基本計画及び具体計画を踏まえ、それぞれの機関の役割に応じた具体的な行動を明確化し、たゆまぬ訓練の実施を含め体制の整備に努めるものとする。この際、首都直下地震の被害の様相に鑑み、特に、以下の点について明確にするよう留意するものとする。

- ・ 深刻な道路交通麻痺へ対応するための各機関が行うべき道路啓開、放置車両の処理及び交通制御の手順や役割
- ・ 大規模な延焼火災に対応するための全国からの消火部隊その他救助・救急・医療部隊の被災地での迅速な展開の体制
- ・ 膨大な傷病者に対応するための医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化、広域医療搬送などの緊急時の医療活動体制の構築
- ・ 膨大な数の避難者等へ対応するための正確な情報発信、疎開・自主帰省の促進、目に見えにくい膨大な自宅避難者等への対応及び都県域を超える広域一時滞在の手続の具体化
- ・ 物資の絶対的な不足に対応するための国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール明確化、店舗販売の早期再開のためのインフラ・ライフラインの復旧、物資輸送車両の通行確保や優先給油の仕組み等の構築
- ・ 国と都県等が一体となって災害応急対策を実施するための政府現地対策本部の被災都県庁への設置、都県の災害対策本部との連携、情報共有のためのシステム、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等の体制の構築

また、国は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TECTF

ORCE) などによる災害応急体制の充実・強化を図る。加えて、国〔内閣府、消防庁等〕は、地方公共団体による他の地方公共団体との更なる相互応援協定の締結促進など、広域的な応援体制の充実・強化を促進する。さらに、国、都県、市町村、防災関係機関及び関連事業者は、広域的な活動を連携して円滑に行うため、応急対策活動に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

イ 道路啓開と道路交通渋滞対策

首都直下地震発生時には、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じる可能性があるが、災害応急対策活動等を迅速に行うためには、速やかな緊急交通路、緊急輸送道路等の確保が必要不可欠である。

このため、国〔国土交通省〕は、道路管理者が民間団体等と協定を締結するなどにより、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国〔内閣府、警察庁、国土交通省〕、都県及び市町村は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。

ウ 同時多発の市街地火災への対応

木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区等における同時多発の市街地火災に対応し、被害を最小限に抑えるため、国〔内閣府、消防庁〕、都県及び市町村は、地方公共団体間の応援体制の構築や緊急消防援助隊の充実・強化などにより、首都圏のみならず全国からの消火部隊を被災地に展開させる体制の構築を進める。

エ 救命・救助、災害時医療機能の強化

首都直下地震により、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生することが想定されることから、国〔消防庁、警察庁、海上保安庁、防衛省〕、都県及び市町村は、救命・救助のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実を図る。

発災直後における救命・救助活動を行うに当たっては、被災地域内の近隣の住民の協力が不可欠であることから、自身の安全確保を前提としつつ、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力しあって救命・救助活動を行う

体制の充実に努める。

医療機関の被災によりその機能が著しく低下する中で、大量に発生が予想される重傷者や重篤な患者等に対応するため、国〔厚生労働省等〕、都県、市町村及び医療機関は、災害医療情報の共有化を進めるとともに、災害派遣医療チーム（DMA T）・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出及び災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。医療機関においては、地方公共団体と協力した医薬品の備蓄等を推進する。

また、広域医療搬送だけでは限界があることから、発災時における医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化等を図るための体制を構築する。

さらに、国〔厚生労働省〕、都県、市町村及び医療機関は、限られた医療資源を重傷者等に充てるため、軽傷の場合は在宅や避難所等での応急救護とすること、中等傷の場合は地域の病院やクリニックなどで処置を行うなどの体制の充実と住民意識の啓発等を行う。

オ 膨大な数の避難者・被災者への対応

膨大な数の避難者・被災者へ対応するため、国〔内閣府等〕は、都県及び市町村による以下の取組を促進する。

- ・ 避難所の耐震化や天井の脱落防止対策、備蓄倉庫の整備
- ・ 避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄、非常用電源の整備、災害用LPガスバルクの設置など燃料の確保等
- ・ し尿や生活ごみの速やかな処理体制の確保等の衛生管理
- ・ 地域コミュニティやボランティアによる避難所の運営マニュアル等の明確化
- ・ 緊急避難場所として機能する公園や空地の確保、河川の整備及び避難者の滞留が想定される公園等における備蓄倉庫等の確保
- ・ ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用を含めた避難者に対する的確な情報提供体制の構築
- ・ 避難者の家族間で複数の安否確認手段を使用する重要性の周知など速やかな安否確認
- ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

さらに、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先し、自宅における一定の生活環境確保の支援、疎開・自主帰省の促進などにより、避難所への避難者数の低減に係る対策を促進する。

また、周辺県や全国への被災者の広域避難（遠地避難）とその受入れの枠組を具体化するとともに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制の整備により、膨大な避難者・被災者の発生、応急住宅需要に対応する。

カ 膨大な数の帰宅困難者等への対応

国〔内閣府、国土交通省等〕、都県、市町村及び民間事業者は、膨大な数の帰宅困難者等に対応するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族等の安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するためには、企業、学校等における従業員、生徒等の一時収容対策の促進が重要であり、国〔内閣府、文部科学省〕、都県及び市町村は、企業・学校等による以下の取組を促進する。

- ・ 発災時に自社従業員や生徒等を一定期間収容することの必要性の周知及び必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄の推進
- ・ 発災時における保護者等との連絡体制等の検討及び発災した場合の行動の周知

また、一時滞在施設は、公共施設のみではまかないきれないことから、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保に努めるため、関係行政機関、民間事業者等からなる帰宅困難者等対策推進協議会の場を活用する等により、地方公共団体と民間事業者との協定の締結、地域防災計画等への滞在拠点施設の位置付け等を促進する。

さらに、都心部や帰宅支援対象道路に沿った公的施設の活用、事業者、沿道自治会等による滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ等の確保、分かりやすい地図案内板の設置、外国人等向けのピクトグラムによる災害時の対応行動の可視化等を促進する。

キ 広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保

国〔内閣府、農林水産省、国土交通省〕、都県は、円滑な応急対策活動のための環境を確保するため、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都県域を超える支援を行うための広域的な防災拠点について、あらかじめ明確にしておくこととする。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び被災時における物流コントロール機能の一部を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇

島地区)を中心に、各拠点の役割分担を明確にするとともに、東京湾臨海部基幹の広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

ク 物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保

首都圏の物資輸送機能の著しい低下と、被災地内で深刻な物資不足の発生を防ぎ、また、全国での生活物資の買い付け行動といった社会的混乱を回避することが必要である。このため、国〔総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕、都県及び市町村は、食料、飲料水、燃料等の生活必需品及び医薬品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

また、物資輸送機能を確保するため、国〔国土交通省〕、都県、市町村及び物流事業者等は、協定の締結等による官民協力・連携による緊急物資輸送体制を構築するとともに、支援物資拠点となる物流施設における非常用電源や非常用通信設備の導入を促進する。加えて、国〔経済産業省〕、都県、市町村、石油事業者等は、緊急自動車や、災害応急対策に従事する「緊急通行車両確認標章」を掲げる車両に対し、優先給油を行える仕組みを構築する。さらに、国〔警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〕、都県、市町村、物流事業者等は、避難所のみならず、自宅で生活をする人々への物資を確保するため、災害支援物資や燃料の輸送のみならず、生活必需品の店舗販売を含め必要な物流の確保に向け、あらかじめ防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備えを進める。

ケ 的確な情報収集・発信

国、都県、市町村及び防災関係機関は、現地災害対策本部及び各都県の災害対策本部等において、迅速に被災直後の状況等を収集する体制を充実させる。被災地の被害情報の収集に当たっては、調査のための職員派遣、ヘリコプターや自動二輪車等の機材、各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くした被害情報の把握に努める。また、収集した情報を関係省庁、指定公共機関等の関係機関等で共有化するため、これらの本部をつなぐ系統的な情報伝達システムの強化及び収集情報の共有のシステム化、防災情報システムの活用を進める。

さらに、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制、必要な物

資を見込みで配送するための需要予測手法の構築等を進める。

情報発信については、国〔内閣府等〕は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。

被災者等に対しては、国、都県及び市町村は、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、マスメディアとの連携強化やＩＣＴの活用を含め、情報提供の円滑化を図る。

さらに、国、都県等の情報発信に齟齬が生じないよう、一定の役割分担の下、一体的な情報発信及び情報提供に努める。特に、発災初期の段階は、インターネット等を通じて風評や「デマ」が大量に流布するなどのおそれがあることから、これらの情報を速やかに把握し、事実確認、打消し情報の発信等に努める。

コ 実践的な防災訓練等の実施

国〔内閣府等〕、都県、市町村、防災関係機関等は、首都直下地震の特殊性を十分考慮して、総合防災訓練、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の緊急災害対策本部訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練等を実施する。訓練から得られた教訓については、災害応急体制に適切に反映させるものとする。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、防災リーダーの育成も念頭に置き、防災教育の推進を図る。

サ 多様な発生態様への対応

国、都県、市町村及び施設管理者は、二次災害・複合災害の発生を考慮し、庁舎等の公共施設、交通インフラ、土砂災害防止施設・危険箇所、河道閉塞等の土砂災害発生箇所その他防災上・社会上重要な施設の破損等について災害発生後緊急的に点検・調査し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築するとともに、国〔国土交通省等〕は、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。さらに、市町村は、これら重要施設等が十分に機能しない場合を考慮した避難勧告・指示等の発令方法の検討、緊急避難場所の指定などを行う。また、国、都県、市町村等は、複合災害により対策本部を複数設置した場合の応急対策要員等の計画についてあらかじめ定めておく。

シ 円滑な復旧・復興に向けた取組

円滑な復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物等の仮置場、災害廃棄物等を処理する施設や仮設住宅設置のための用地等を適切に確保する必要がある。このため、広域的な処理体制の構築や事前計画の策定等、国〔内閣府、環境省等〕、都県及び市町村は、広域的な連携を含めた円滑な復旧・復興体制の確保に努める。また、国〔国土交通省〕は、交通インフラの復旧に当たり、道路・空港・港湾・鉄道等の各施設の復旧に当たっての全体調整が行える体制を構築する。さらに、復旧・復興のための資機材の備蓄や支援部隊等の活動拠点の確保を進める。

また、円滑な復興を進めるためには、地域において、当該地域の目指すべき姿を共有し、長期的な視点も含めて災害に強いまちづくりを進めることが必要である。大規模災害からの復興に関する法律の施行を踏まえ、国〔内閣府〕は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となるマニュアルの整備等により、市町村が、被災を想定した関係者間の合意形成の進め方等、復興プロセスをあらかじめ検討し、住民等と共有を図ることを促進する。さらに、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する。

④ 各個人の防災対策の啓発活動

大規模地震発生時にあっても、建物の損傷を可能な限り小さくし、家具の落下や下敷き等による負傷や閉じ込め等を減らし、新たな災害対応需要を生み出さないよう、国〔内閣府等〕、都県及び市町村は、各人における以下の防災対策について普及啓発を図る。

- ・ 首都直下地震の発生後、同時多発火災が発生することを念頭に置きつつ、力を合わせて初期消火に努めるとともに、適切な避難行動をとることで、逃げ遅れ・逃げ惑いによる二次的な被害の拡大を防止する。
- ・ 首都直下地震の発生後、限られた道路交通機能を人命の救助、ライフライン及びインフラの復旧、要配慮者への対応や、避難所や自宅で生活を送っている被災者への当面の生活物資の確保等に充てるため、一般車両の利用を極力控える。
- ・ 発災後の道路交通渋滞、生活物資の不足を見越した上で、各家庭や企業等における『最低3日間、推奨1週間』分の水・食料等の備蓄に努める。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、災害ボランティアセンターへの情報提供、ボランティアコーディネーターの育成など災害ボランテ

ィアの活動環境の整備を促進する。

⑤ 企業活動等の回復・維持

企業等の事業継続性を確保することは、首都地域の経済活動の停滞を回避するために極めて重要な課題である。特に、首都地域は広域から多くの就業者が鉄道を利用して通勤しており、広域にわたり鉄道施設に損傷が生じた場合、長期間にわたり鉄道の不通状態が継続するおそれがあり、これを踏まえた準備が必要である。また、企業等は、地域の一員として地域防災力の向上に貢献することが望まれる。このため、国〔内閣府、経済産業省、中小企業庁、国土交通省〕は、企業等による以下の取組を促進する。

- ・事業継続計画（BCP）の作成と事業継続マネジメントを通じた同計画の見直しを継続的に実施する。その際、ライフラインや交通インフラの被災・復旧状況、通勤困難な状態が一定期間発生する可能性等を勘案しながら、限られた優先的業務を継続するための人員の確保等、実効性のある事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- ・首都圏の企業等のみならず、サプライチェーンや企業間取引等でつながる全国の企業等も、首都地域の企業活動等が数日間停止すること、首都地域を経由した物流に停滞が生じること等を想定し、事業継続計画（BCP）の策定などにより、その影響を最小限に抑えるように努める。
- ・従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、地区防災計画制度の活用等により、地域防災力向上への積極的貢献に努める。

（３）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

国〔文部科学省、厚生労働省、国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて、それら関連施設の耐震安全度及び液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を実施する。

また、多くの外国人観光客等に対する、利用する施設の耐震化等の対応状況や発災した際の行動等についての情報提供や、災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。

さらに、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

（４）長周期地震動対策（中長期的対応）

相模トラフ沿いのM8クラスの大正関東地震タイプの地震が発生した場合、関東平野部を中心に長周期地震動が発生するおそれがある。大正関東地震タイプの地震は、当面発生する可能性は低いものの、中長期的視野に立ち、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響について、専門的な検討を進めるものとする。

8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

(1) 計画の効果的な推進

首都直下地震対策の推進に当たっては、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本計画に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていくこととする。

また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。このため、本計画に基づき、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を別途定めるものとする。

災害応急対応については、迅速かつ的確な活動を確保するため、災害発生時における応急対策の活動方針を具体化しておくことが必要であり、別途定める具体計画によるものとする。

本計画については、首都直下地震に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討等を踏まえ、必要な見直しを継続的に図っていくこととする。

(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

防災計画に関しては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)において、防災基本計画を基に、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することとしている。法に基づく基盤整備等計画、地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画の作成に当たっては、関連する機関の防災業務計画及び地域防災計画と調和のとれたものとなるよう、必要に応じてこれらの計画を参照するなど、配慮することが必要である。

なお、前述のように、地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられるため、地方緊急対策実施計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。